

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
専門家派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構（以下「機構」という。）は、創業及び経営の向上を図ろうとする中小企業者等が抱える経営、技術、人材、情報、特許等の種々の問題に対して、機構の専門家登録要領に基づき登録している専門家（以下「専門家」という。）を派遣し、適切な助言を行うことにより、中小企業者等の発展及び成長を促進することを目的とする。

(事業対象者)

第2条 専門家派遣事業の対象とする者（以下、「派遣対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、市税を滞納しておらず、反社会的勢力に関わっていない者とする。

- (1) 浜松市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者）又は個人事業者
- (2) 浜松市内に住所又は主たる事業所を有する企業を設立し、新たに事業を開始しようとする中小企業者又は個人事業者
- (3) 前2号に該当する者を1者以上含み、事業化開発を目的に2者以上の者で組織された共同体

(事業内容)

第3条 機構は、経営、技術、人材、情報、特許等の問題を抱える派遣対象者に対し、適切な助言を行う専門家を派遣する事業を行うものとする。

- 2 派遣対象者が一事業年度に利用できる専門家の派遣回数は最大5回とし、派遣決定された年度の2月末までに派遣を完了するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、機構が指定する特定分野に係る専門家の派遣回数は最大10回とする。
- 4 専門家派遣における一回あたりの派遣時間は、原則3時間程度とする。この場合において、専門家の派遣場所までの往復の移動時間は含まないものとする。

(専門家の派遣申請)

第4条 専門家の派遣を申請する者（以下「申請者」という。）は、専門家派遣申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を付して、別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 会社概要、パンフレット等の概要が確認できるもの
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 市民税・県民税の特別徴収義務者指定通知書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める書類

- 2 申請者は、希望する専門家を指定することができる。ただし、前年度に本事業を活用した申請者は、当該年度に同一課題に対する支援内容について同一専門家の派遣を受けられないものとする。
- 3 申請者に専門家についての知見が無い場合には、機構は登録されている専門家の中から最適と思われる専門家を紹介することとする。

(専門家の派遣決定)

第5条 機構は、申請者から派遣申請を受けた場合は、速やかに次の各号の要件に合致するか審査し、派遣の可否を決定する。

- (1) 経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲のある派遣対象者であること。
 - (2) 経営革新等、経営の向上に係る目的又は目標が明確であること。
 - (3) 専門家の派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- 2 前項の審査結果は、専門家派遣決定通知書（様式第3号）又は専門家派遣不採択通知書（様式第4号）により、申請を受けた日から14日以内に申請者に通知する。
 - 3 機構は、申請者に対する現地調査等によるヒアリングにて、申請者の概況、課題、希望する支援内容等を聴取し、派遣を決定した専門家に対し、申請者の求める支援内容に応じて適切な助言による支援を行うよう依頼するものとする。
 - 4 第1項の規定に基づき、専門家の派遣を決定したときは、機構は、専門家と専門家派遣請書（様式第5号）により派遣契約を結ぶこととする。

(派遣決定をすることができない申請者及び専門家)

第6条 申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、前条第1項の規定による決定をすることができない。

- (1) 自己負担額（派遣費用の2分の1）の支払いが確実でない場合
 - (2) 派遣申請の内容が単に専門家によるホームページの製作や資料等の作成代行と認められる場合
 - (3) 既に同一内容で専門家の助言を受けている場合。内容が類似及び関連した案件の場合も同様とする
 - (4) 既に同年度において、派遣を決定している場合
 - (5) その他機構が支援の対象として相応しくないと認めた場合
- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、専門家として派遣することができない。
 - (1) 派遣対象企業の役員又は社員の身分を有する者
 - (2) 派遣対象企業における役員等の4親等以内の親族である者
 - (3) 派遣対象企業との間で、継続して助言を受ける契約（顧問契約等）を締結している者

(派遣の中止)

第7条 第5条の規定により派遣の決定を受けた申請者は、当該派遣の中止を申請しようとするときは、専門家派遣中止申請書（様式第6号）を機構に提出し、承

認を受けなければならない。

- 2 機構は、前項の申請を受けた場合は、申請者及び専門家の意見を聴取し、中止を決定する。
- 3 前項の規定による中止を決定した場合は、機構は申請者及び専門家に専門家派遣中止決定通知書（様式第7号）を送付する。

（申請内容の変更）

- 第8条 申請者が第5条第1項の規定により決定された派遣時期及び派遣回数の変更をしようとするとき、もしくは、専門家の助言の内容が希望した助言の内容と合わないと判断し専門家の変更を希望するときは、専門家派遣変更申請書（様式第8号）を機構に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 機構は、前項の申請を受けた場合は、申請者及び専門家の意見を聴取し、変更を決定する。
 - 3 前項の規定による変更を決定した場合は、機構は申請者及び専門家に専門家派遣変更決定通知書（様式第9号）を送付するものとする。
 - 4 第1項の規定による専門家の変更は1回限りとし、派遣回数は、変更前実施回数を含み5回までとする。

（報告書の提出）

- 第9条 専門家は、派遣1回ごとに、派遣実施後10日以内に専門家派遣経過報告書（様式第10号）を機構に提出しなければならない。
- 2 申請者は、派遣業務の全てが終了したときは、終了後10日以内に専門家派遣完了報告書（様式第11号）を機構に提出しなければならない。
 - 3 専門家は、派遣の全てが終了したときは、終了後10日以内に専門家派遣完了報告書（様式第12号）を機構に提出しなければならない。

（専門家の義務）

- 第10条 専門家は、職務上知り得た支援企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。
- 2 専門家は、専門家派遣事業の実施にあたり、機構と連携し申請者の診断・助言を行う。
 - 3 専門家は、専門家派遣事業の実施を他の者へ再委託等を行ってはならない。

（専門家派遣に係る費用）

- 第11条 専門家への謝金の額は、派遣1回につき30,000円（消費税別）とする。
- 2 専門家派遣事業の実施において発生した交通費等諸経費のための費用弁償は、前項の謝金に含まれるものとする。ただし、機構が特に認めた場合は、この限りではない。

（専門家に対する謝金等の支払い）

第12条 機構は、申請者及び専門家から第9条第2項及び第3項の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を審査し、適正と認めるときは、専門家に対して謝金等を支払うものとする。その際、専門家は請求書（様式第13号）を受領した日から10日以内に機構に提出し、謝金を請求しなければならない。

（申請者の負担）

第13条 申請者は、専門家に係る謝金の合計金額の2分の1に相当する額を負担しなければならない。

2 申請者は、前項の規定に対する負担金について、第5条第2項に定める専門家派遣決定通知書を受領後、機構からの請求に基づき、機構が指定する期日及び金融機関に、その全額を一括して納付しなければならない。

3 機構は、専門家派遣中止決定等により、専門家派遣決定通知書に記載された派遣回数を満たさないことが明らかになった場合、申請者が既に納付した負担金の全部又は一部について返金することができる。

（事後評価及び効果の確認）

第14条 機構は、一定期間経過後、第9条の規定により提出された報告書をもとに、派遣事業の効果の把握に努め、機構が支援等の内容について事後評価を行うものとする。その際、申請者への現地調査等を行う場合がある。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、専門家派遣事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前において、既に実施の決定をしている専門家派遣については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。